

北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針（素案）についての意見募集結果

北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、144個人・5団体から、延べ281件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

令和元年（2019年）8月7日 ～ 令和元年（2019年）8月20日

意見の概要	意見に対する道の考え方※
北海道においてアイヌ民族を先住民族であることを認めてアイヌ民族の誇りを持てる社会でアイヌ文化とアイヌ民族の生活を皆が理解してアイヌ民族と共存出来る魅力的な社会にしてくれることを願っております。北海道の先住民族の文化や生活を理解してアイヌ民族と共存共栄してアイヌ民族が北海道の先住民族としての誇りを持つことが出来る社会に出来るようにして下さい。	アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ってまいります。 B
賛同します。「5 その他アイヌ施策の推進のために必要な事項」にある、『法の施行後、法の施行状況について適時適切に検討を行い、その結果に基づき得られた課題に関し、必要な措置を講ずること。なお、その際にはアイヌの人々の意見を十分踏まえることとする。』を、特にお願いいたします。	アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ってまいります。 B
アイヌの人々と全ての道民が相互に人格と個性を尊重し共生する社会の実現に資することを目標とする。素晴らしい目標だと思います。私は道民ではありませんが全ての日本国民がこの目標を持つべきと考えます。共生社会に向けてアイヌの人たちへの差別を禁止する基本理念は道外の私たちも共有すべきです。北海道が民族差別のない社会をつくり進めることを応援します。	アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ってまいります。 B
現在のアイヌ新法を中心に、まず道民たちにアイヌ民族の存在を周知させる活動が必要ではないかと考えます。	アイヌ施策推進法の制定趣旨を踏まえ、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図ってまいります。 B

<p>アイヌ施策推進法の理念を、広く道民・国民はもとより、世界各国に広げる必要があります。そのためにはアイヌ民族の歩んできた歴史・文化など、さまざまな観点から世界各国に広報することが大切だと思います。また、学校教育では、アイヌ民族について授業を行い、日本語・英語・アイヌ語からなる副読本を作成し、教材とすること。アイヌ語の読み・書きについて、少なくとも年に1回は定期テストを行う。【同様の意見11件】</p>	<p>アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ってまいります。いただいたご意見は、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>先住民族であるアイヌ民族について、歴史を認識した上での施策が必要です。歴史に目を閉じることなく、非は非として認めること。日本国民の中の一つの民族であることに敬意を払い、その参画によるアイヌ民族施策が計画・実施されること。【同様の意見9件】</p>	<p>アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ってまいります。いただいたご意見は、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>ネット上で現在も行われている差別行為や、事実無根の流言飛語の禁止、公式に誤解を否定、教育の拡充</p> <p>すこし調べればネット上で書き込まれ、間違いであることは明白なことでも、ネット上ではまことしやかに書き込まれ、それが新たな差別を生んでいる状況があります。このような差別書き込みに対して、厳重な処置を行うなどしていただきたい。また、このような書き込みが増える原因には、特に北海道以外の人々がアイヌ民族の歴史や現状について知らなすぎるということもあり、基本的な教育の大切さを実感します。アイヌ民族のことを、北海道以外の地域にもアピールしていただけるようにしていただきたいです。また、明らかなデマに関して、正しい情報を公式見解を、道としてWEBサイトなどで参照可能な形で広報していただきたい。【同様の意見65件】</p>	<p>差別のない社会の実現に向け、アイヌ民族の歴史や文化に関する理解の促進に努めてまいります。いただいたご意見は、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>アイヌ民族の自己決定権を尊重する姿勢を示し、内水面漁業調整規則の見直し実施及びアイヌ遺骨の白老集約を強行しないよう要望します。【同様の意見5件】</p>	<p>法律上の特例措置である漁業法及び水産資源法による許可については、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨を踏まえアイヌの人たちの視点に沿って、制度の円滑な運用に努めます。いただいたご意見は、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。</p>	

	<p>なお、アイヌ遺骨の返還については、アイヌの人たちの意向に沿って、早期の返還が実施するよう引き続き、国に働きかけてまいります。</p>	C
<p>道内の国・道有地の土地利用について、意思決定へのアイヌ民族の関与、アイヌ文化の知的財産化の促進、アイヌ民族の伝統継承の支援強化及びそれらを支援する体制の強化が必要です。</p>	<p>アイヌ施策の推進にあたっては、アイヌの人たちの課題やニーズなど実態の把握に努めます。いただいたご意見は、今後の施策検討等の参考にさせていただきます。</p>	C
<p>アイヌだけの歴史だけではなく、北海道の歴史を正しく知ることです。北海道に和人が開拓のために入ってきて、アイヌを住んでいた土地から追い出してしまったという歴史を私たちが知ることが大事です。</p>	<p>アイヌの歴史や文化に関する理解の促進に努めてまいります。</p>	C
<p>「国連宣言」に基づき、生活支援、生業振興など、先住民としての権利確立を含む総合的施策を確立することを目標として下さい。</p>	<p>アイヌ施策推進法の制定の趣旨を踏まえ、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図るため本方針を策定し、地域振興や産業振興などを含め未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進し、アイヌの人たちに対する差別の解消に資する施策を推進するため、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目標としております。</p>	C
<p>学校で、アイヌ弾圧や土地剥奪などについての歴史教育の実施、アイヌ子弟教育充実のための予算措置、民族差別の刑事処罰を求めます。</p>	<p>アイヌの歴史や文化を紹介したパンフレット等の作成・配布やアイヌに関する教育活動の推進などを通じて、道民の正しい理解の促進に努めてまいります。</p>	C
<p>どのような言動が差別となるのか、差別や偏見でアイヌの人々がいかに傷つけられているか、アイヌの人々に対する施策が必要な理由の広報活動が必要です。</p>	<p>アイヌの歴史や文化に関する理解の促進に努めてまいります。いただいたご意見は、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>日本資本主義下でアイヌの人々の生活も変えられ、同化も進められてしまった中、2世3世に至っては、その価値観の下で生きることは困難になってきています。よってアイヌの人々が、少なくとも、後から侵入した北海道外の人々と同等の生活を営むことが保証されねばならないと考えます。 【同様の意見8件】</p>	<p>これまで実施してきた生活向上や文化推進施策の推進に引き続き取り組むほか、地域振興や産業振興、観光振興などを含めた総合的なアイヌ施策の推進に努め、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ってまいります。</p>	C

<p>アイヌ民族の声を行政に反映するため、道議会、市町村議会の先住民枠の設置、役所への正職員採用及びそれらの法的裏付けを行うこと。アイヌ文化の継承と現代的発展のため、アイヌ文化、アイヌ語を学び実践しようとする人への奨学金・交付金による支援が望まれます。</p>	<p>アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ってまいります。いただいたご意見は、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>問題点等を具体的に洗い出し、国の施策を補うような北海道独自の創造的な取り組みの提案が行われることを期待します。アイヌ民族構成員やその代表者の行政制度、施策遂行過程での位置づけが明解ではなく、受け身の存在として位置づけられているような違和感を感じます。</p>	<p>道の方針は、アイヌ施策推進法第10条に基づき、国の基本方針を踏まえ、都道府県の施策の方向性として策定するものです。いただいたご意見は、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>公共施設の案内板へのアイヌ語表記、アイヌ語講座のWEB配信、知事会見等でのアイヌ語挨拶を行うとよいと考えます。</p>	<p>いただいた意見は、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>ウポポイの取組を全道的に拡大するため、道が市町村と連携し、地域振興、産業振興及び観光振興などを含めた総合的なアイヌ施策の推進に取り組むことを明記すべきです。</p>	<p>これまで実施してきた生活向上や文化振興施策に引き続き取り組むほか、地域振興や産業振興、観光振興などを含めた総合的なアイヌ施策の推進に努めてまいります。また、アイヌ施策の推進にあたっては、国や市町村等の連携の強化を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>道は、アイヌ施策推進地域計画の立案を市町村に積極的に促し、ウポポイの取組と各地域との連携による相乗効果を高めるという主体性のある強い意志と意欲を示すべきです。</p>	<p>道としては、新たな交付金制度の十分な周知を図るとともに、地域が抱える課題などに対し必要な助言や協力を行うなど市町村の取組を支援してまいります。いただいたご意見は、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>道と市町村がプロジェクトとして連携推進するなど、稼ぐ道政、攻めの道政による道の魅力向上や地域の持続的発展を図り、アイヌの人々の要望が反映した活力ある北海道の実現を目指すという方針を示すべきです。</p>	<p>これまで実施してきた生活向上や文化振興施策の推進に引き続き取り組むほか、地域振興や産業振興、観光振興などを含めた総合的なアイヌ施策の推進に努めるとともに、新たな交付金を活用した市町村の施策が円滑に進むよう助言や協力を通じ、本道におけるアイヌ施策の着実な推進に努めてまいります。いただいたご意見は、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>「アイヌ民族」の定義が不明確であり、認定方法が不透明。DNA鑑定などの科学的な証明が必要と考えます。 【同様の意見27件】</p>	<p>いただいた意見は、その趣旨を踏まえ、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>現在のアイヌ民族は普通の北海道民であり、優</p>	<p>アイヌ施策推進法の制定の趣旨を踏まえ、本道</p>

<p>遇は逆差別となるのではないか。 【同様の意見10件】</p>	<p>におけるアイヌ施策の一層の推進を図ることが必要と考えております。いただいたご意見は、今後の施策検討等の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>アイヌ施策に基本的に反対いたします。根本問題として、アイヌが先住民族であるかが不確定であるため。 【同様の意見35件】</p>	<p>アイヌ施策推進法の制定の趣旨を踏まえ、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図ることが必要と考えております。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>アイヌ人だけが受けられる奨学金・生活資金補助が本当に必要でしょうか。現状ある一般的な奨学金・生活保護等でカバーできないという明確な根拠に欠けるのではないかと考えます。</p>	<p>アイヌ施策推進法の制定の趣旨を踏まえ、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図ることが必要と考えております。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>本当にアイヌ人のための施策となっているかが疑問です。一部の人の利権となっているのではないですか。 【同様の意見20件】</p>	<p>アイヌ施策推進法の制定の趣旨を踏まえ、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図ることが必要と考えております。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>全般的にそれまで行ってきた施策の検証がされていないと感じる中での方針の施行には疑問が残ります。このままの施行には反対です。 【同様の意見1件】</p>	<p>道の方針は、アイヌ施策推進法第10条に基づき、国の基本方針を踏まえ、都道府県の施策の方向性として策定するものです。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>国の基本方針案に記載されている歴史認識及び道のこれまで果たしてきた役割を記述すべきです。また、「本方針を策定し、地域振興や産業振興を含め未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進する」ことが、なぜ、「アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活でき」ることに資するのかわからないと思います。曖昧な表現を排し、記述すべきです。</p>	<p>道の方針は、アイヌ施策推進法第10条に基づき、国の基本方針を踏まえ、都道府県の施策の方向性として策定するものです。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>アイヌ民族の判断基準が曖昧であり、法的な差別もないことから区別して保護する必要はなく、アイヌ新法は反対です。国有林野における共用林野の設定も設定場所が明確ではなく反対です。</p>	<p>アイヌ施策推進法の制定の趣旨を踏まえ、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図ることが必要と考えております。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>アイヌ文化の保護には反対しませんが、アイヌは日本人でその一部族で、先住民族ではありません。事実に基づかない事を、事実の如く扱うのはやめて下さい。アイヌ協会についても、透明で正しい運営が行われるよう政府と国が行っていただきたいです。</p>	<p>これまで実施してきた生活向上や文化推進施策の推進に引き続き取り組むほか、地域振興や産業振興、観光振興などを含めた総合的なアイヌ施策の推進に努めます。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利</p>	<p>差別のない社会の実現に向けた道民理解の促進に努めてまいります。</p>

<p>益を侵害する行為をしてはならない。ということはとても大事なことだと思います。しかしながら、先住民族のアイデンティティやそのルーツを無視して「日本人」とくくることにも問題はあると思います。それぞれのルーツを尊重しながら差別のない社会を、多様性のある社会をまずは北海道から期待します。</p>	<p style="text-align: right;">D</p>
<p>北海道の施策が「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に合致しているかを検証し、1984年に当時の北海道ウタリ協会が求めた新法案の内容に沿った施策を実施するべきです。素案が曖昧で真剣さが感じられません。</p>	<p>道の方針は、アイヌ施策推進法第10条に基づき、国の基本方針を踏まえ、都道府県の施策の方向性として策定するものです。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>私はアイヌの末裔です。差別をされたと言われるのはとても心外です。私はまた、開拓移民の子孫でもあります。江戸幕府、明治政府としては、北海道を侵略もしていないし、アイヌを迫害もしていません。保護してきたのです。</p> <p style="text-align: right;">【同様の意見16件】</p>	<p>アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>アイヌは複数あったらと推察されます。あたたかも1つの民族「アイヌ」というレッテルを貼り、アイヌ語の復興の名目で1つの「アイヌ」語というものを作り上げ、あたたかもこれがアイヌ文化だ、アイヌ語だというのは止めてもらいたいです</p> <p style="text-align: right;">【同様の意見10件】</p>	<p>アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

<p>問い合わせ先 環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課 (アイヌ政策推進グループ) 電話 011-204-5185 内線 24-137</p>
